

長財政第 010079 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

長浜市議会議長 高山 亨 様

長浜市長 浅見 宣義
(公 印 省 略)

再 議 書

令和 6 年長浜市議会定例会令和 7 年 3 月定例月議会において、令和 7 年 3 月 2 4 日に修正議決された議案第 8 号「令和 7 年度長浜市一般会計予算」については、次の理由により異議があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 7 6 条第 1 項の規定により、再議に付する。

理 由

湖北圏域の病院再編について、市立 2 病院の令和 6 年度決算において、経常損益が大幅な赤字となることが明らかになったことから、市当局としては、病院の経営再建を進めることが不可欠であると認識しているが、一方で、地域医療構想や医師の働き方改革に対応し、将来にわたって地域医療の提供を継続するためには、病院の経営再建と同時に病院機能の再編を進めていく必要がある。特に強調したいのは、平成 2 0 年代後半から議論が始まり、令和 4 年から本格化させた病院再編の作業は既に 1 0 年近くが経過しており、国や県、市内の民間病院等多数の機関を巻き込んでいるにも関わらず、長浜市病院事業の課題で、再編の作業をやめる、又は期限なく遅らせるととられかねない誤ったメッセージを発するのは回避すべきということである。以下、詳しく述べる。

病院再編については、さる 3 月 1 4 日に湖北圏域病院運営検討協議会において「湖北圏域における病院ビジョン」がとりまとめられ、湖北圏域の地域医療の「将来のあるべき姿」とともに、当面の対応として、各病院の既存施設を最大限活用し、病院間での機能分担も含めて、可能な範囲で将来のめざす姿を実現する方向性が示されたところであり、現下の市立 2 病院の経営状況を踏まえつつ、将来を見据えた議論を進めるための重要な第一歩である。

令和 7 年度は、この病院ビジョンの方向性に基づき、病院間での機能分担等についてより具体的かつ専門的な検討を深める必要がある。

また、病院の経営再建については、病院事業において、本年1月に、長浜市病院事業経営支援等業務21,200千円を議決いただき、市立2病院の「再建」の姿を描いていくこととしている。

今回の病院再編に係る予算案である16,905千円については、病院ビジョンに基づいて湖北圏域の病院再編を具体的に進めていくためのものであり、これらの予算を活用し、再建・再編の双方の視点から、整合性をもちながら検討を進めることが有効である。

具体的な検討としては次のようになる。ビジョンの下では、当面、各病院の既存施設を最大限活用して、病院間の機能分担等について検討するに当たっては、すべての高度急性期機能について新施設を整備して集約するときには起こらない新たな課題への検討が必要となる。それぞれの病院がどういった機能を持っているのか、診療科や診療機能を、どちらの病院にどれくらい集約するか、その際の人員配置や担うべき役割をどうするのか、また、そうしたときにもう一方の病院の機能が維持できるのか、集約する診療科や集約の度合いに応じた個別具体的な検討・検証が必要になる。こうした作業は、本年1月の特別議会にて議決いただいた21,200千円の予算には当然含まれていない。

また、病院再編については、「(仮称) 湖北圏域病院運営検討協議会」等において、市立長浜病院、長浜赤十字病院、長浜市立湖北病院、セフィロト病院、湖北医師会、日本赤十字社、長浜保健所、長浜市、また顧問として京都大学医学部附属病院、滋賀医科大学等からなる構成員においても共有・確認・協議等を行う予定であり、本市病院事業の事情（経営再建）のみを理由に遅滞させることは、多数の機関に対する信義上、到底できるものではない。

こうしたことから、病院再編に係る専門的な知識が必要な段階に入ってくるため、専門的な知見、コンサルタントの力は必要不可欠であり、効率的な議論をするためには、外部の支援が必要になることはご理解いただきたい。

そして、これらの取組は令和6年度に開始された医師の働き方改革に対応し、両大学にもご納得いただけるよう進めていくために必要な予算措置である。

湖北区域の病院再編については、厚生労働省から、令和2年1月に「地域医療構想の実現に向けた重点支援区域」に選定されたことに加え、令和6年7月には「地域医療構想における推進区域及びモデル推進区域」に設定されている。病院再編の歩みが弱まることになれば、医師の人事交流元である両大学、医療行政を担う国や県をはじめとする方々の信頼と期待を損ねることとなり、この先、将来にわたり湖北圏域の医師確保、ひいては湖北圏域における良質で持続的な医療提供を困難なものにし、市民にとって大きな不利益を招くことに他ならない。

以上のことから、今回の病院再編に係る歳入歳出予算16,905千円は、経

営再建と並行して将来の地域医療体制を構築するために不可欠なものであり、減額するべきではないと考える。これを減額することは、長浜市病院事業の課題で、再編の作業をやめる、又は期限なく遅らせるといった誤ったメッセージととられかねないことになり、各種機関の判断によっては、長浜市及び長浜市民に甚大な影響を与えるものであり、そのようなことは長浜市民の誰もが望まないことである。そのため、可決された修正議案を再議に付するものである。

なお、今回の予算案は、新年度の当初予算であり、児童手当や児童扶養手当、しょうがい者の自立支援給付費、生活保護費など市民の生活を支える扶助費、まちづくりセンターや窓口サービスを維持する経費、また公の施設や道路などインフラを維持管理する経費、幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校を運営する経費、小学生の給食費を無償化する経費、曳山まつりの公開支援及び社会福祉協議会、商工会議所、観光協会、自治会や地域づくり協議会などの活動を支援するための団体補助など、市民生活や市民活動に密接に関連する、欠くことのできない重要な予算である。当初予算が成立しない場合は、新年度の全ての事業が実施できない、本市においては過去に例のない極めて深刻な状況となる。

また、議案第50号「令和7年度一般会計補正予算 第1号」も廃案となる。この予算案についても、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援を行うための重要な予算である。

これら予算案の全てにご同意いただけないこととなると、4月からの行政サービスが停滞し、市民生活に影響が出ることが避けられず、その影響の大きさについてもご考慮いただき、議員各位の良識に基づく、賢明な判断をお願い申しあげる。